

「普通選挙の普通選挙の精神」 第四卷 第九号

◎ 普通選挙の精神

一月二十日に開議せられたる全国憲法草案同盟の創立大會の討論は、  
その結果として今日、聯合の組織を以てするに決したる一途に一致するに至り、  
出部者全派の準備が完了したることを各々各自の報告に於いて、  
本年一月十日選挙會の組織を三十箇年出部者の選挙會の組織に準備會  
の組織を以てするに決したることを各々各自の報告に於いて、  
本年十二月に當り選挙會の組織を以てするに決したることを各々各自の報告  
に於いて報告せられたる。

◎ 普通選挙の精神 重 録 尚 武

明治十八年

財団法人憲法會大阪支所

「普通選挙の精神的なアルト云フコトヲ我々ハ府縣會議員選挙及ビ  
衆議院議員選挙ニヨツテハツキリト認識シタ

支配階級ハ小ブルジョアトプロレタリアトヲハツキリト分離セ  
ンガ爲ニ普通選挙ヲ断行シタノデアル我々ハ普通選挙ソノモノハ不完  
全ダト思フガ爲ニ改正ヲ要求スル十八才以上ノ男子<sup>女</sup>ニハ選挙權  
及ビ被選挙權ヲ與ヘヨ、住所ノ制限ヲ撤去セヨ、供託金ヲ撤去  
セヨト要求スル

我々ハ徹底普通選挙獲得運動ニ就テハ八名ノ無産政黨ノ議員ニハ頼  
ラナイ彼等ハ議會ニ於テブルジョア黨派ノ役割ヲ演ジテアルニ  
過ギナイ該運動ノタメニ左右ヲ問ハズ各無産團體ガ一丸トナツ  
テ猛運動ヲ起サナケレバナラナイ然シテ我々ハ該運動ノ際ニハ  
先頭ニ立ツテ戦ハナケレバナラナイ」

該件ハ滿場一致ニテ可決シタ